

質問事項	質問内容	回答
盛岡バスセンター物件1について	物件調書に変更があったようですが、間口はそのまま奥行を0.53mを超えて2.13m（扉開閉含む）以内という解釈でよろしいでしょうか。	<p>物件調書でお示しておりますように貸付範囲については、間口が2.11mで、奥行が0.53mです。（貸付範囲は、物件調書の朱色部分）</p> <p>2.13mは貸付範囲の奥行（0.53m）とベンチまでの長さ（1.60m）の合計を示しており、一時的な作業で自動販売機の扉を開閉する場合等の参考としていただくため、お示したものです。</p> <p>※2.13m・・・0.53m(貸付範囲位置図の①)+1.60m（貸付範囲位置図の②）</p> <p>・貸付範囲位置図</p> 